

(5) 岐阜県被災動物救援計画の一部改正（案）について

① 岐阜県獣医師会

平成25年4月に社団法人岐阜県獣医師会が公益社団法人岐阜県獣医師会になったことから、救援計画中の（社）岐阜県獣医師会を（公社）岐阜県獣医師会に変更する。

② 日本動物愛護協会東海地域統括岐阜支部

岐阜県動物愛護推進協議会の構成団体であり、岐阜県被災動物救援計画（以下「救援計画」という。）中に「飼い主に対し、災害への備えについて啓発を行う」「民間ボランティアの活動支援等を通じ、ボランティアの連携を深める」等の役割を担っていた日本動物愛護協会東海地域統括岐阜支部（以下「岐阜支部」という。）が平成24年度に解散した。

その後、平成26年5月26日に岐阜県動物愛護ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）が設立され、岐阜県動物愛護推進協議会の構成団体となった。

現在、救援計画中の岐阜支部が担っていた役割を担う団体が不在の状態となっている。

(案)

新	旧
岐阜県被災動物救援計画	岐阜県被災動物救援計画
第1 総則 略	第1 総則 略
第2 平常時の対策 1 役割分担 (2) (公社)岐阜県獣医師会の役割 (3) _____の役割 2 情報ネットワークの整備 県、市町村、獣医師会、_____及び民間ボランティア等は相互で情報共有できるシステム整備に努める。	第2 平常時の対策 1 役割分担 (2) (社)岐阜県獣医師会の役割 (3) (財)日本動物愛護協会東海地域統括岐阜支部の役割 2 情報ネットワークの整備 県、市町村、獣医師会、 <u>動物愛護協会</u> 及び民間ボランティア等は相互で情報共有できるシステム整備に努める。
第3 体制整備 2 岐阜県被災動物救援本部 (1) 組織 ① 動物救援本部は、岐阜県及び次の団体で構成するものとする。 ・ (公社)岐阜県獣医師会 ・ _____ ・ 岐阜大学応用生物科学部 4 臨時動物救援病院 (公社)岐阜県獣医師会は会員の所有する診療施設において、負傷動物の治療及び一時飼養等のための体制整備を行う。	第3 体制整備 2 岐阜県被災動物救援本部 (1) 組織 ① 動物救援本部は、岐阜県及び次の団体で構成するものとする。 ・ (社)岐阜県獣医師会 ・ (財)日本動物愛護協会東海地域統括岐阜支部 ・ 岐阜大学応用生物科学部 4 臨時動物救援病院 (社)岐阜県獣医師会は会員の所有する診療施設において、負傷動物の治療及び一時飼養等のための体制整備を行う。
第4 被災後の救援対策 4 臨時動物救援病院の運営 (公社)岐阜県獣医師会は会員の所有する診療施設において次の活動を実施する。	第4 被災後の救援対策 4 臨時動物救援病院の運営 (社)岐阜県獣医師会は会員の所有する診療施設において次の活動を実施する。